

柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会第85回定例会・会議録

日 時 平成22年7月7日(水) 19:00～21:15

場 所 柏崎原子力広報センター 2F研修室

出席委員 浅賀、新野、池田、伊比、上村、川口、久我、佐藤、三宮、関口、
高橋(優)、高橋(義)、滝沢、武本、中沢、萩野、前田、牧、
三井田、宮島、吉野委員
以上21名

欠席委員 天野、鬼山、高橋(武)委員
以上3名

その他出席者 原子力安全・保安院
柏崎刈羽原子力保安検査官事務所 竹本所長 岡野副所長
熊谷防災専門官
資源エネルギー庁柏崎刈羽地域担当官事務所 七部所長
新潟県 山田原子力安全対策課長 古堀主任
柏崎市 須田危機管理監 名塚防災・原子力課長代理 野澤主任
刈羽村 武本総務課長
東京電力(株) 横村所長 長野副所長 西田技術担当
玉井技術総括部長 松本品質・安全部長
石村建築担当 森地域共生総括GM 宮武地域共生総括G
山本地域共生総括G
(本店) 伊藤原子力・立地業務部長
福田原子力設備管理部長
桜本運営管理部保安管理G
菊池原子力設備管理部建築耐震GM
柏崎原子力広報センター 井口事務局長 石黒主事
柴野職員 品田職員

◎事務局

お疲れ様です。それでは、資料の確認からさせていただきます。

委員さんだけに配付しております資料でございますが、「質問・意見等をお寄せください」という小さい紙でございます。それから封筒の中に入っております「第7回臨時会概要（案）」、「第7回臨時会・会議録」でございます。

戻りまして、「第85回定例会次第」でございます。次に、「委員質問意見等、6月2日受付分」という小さい紙でございます。次に、保安院の資料で「前回定例会（平成22年6月2日）以降の原子力安全・保安院の動き」。次に、「地域の会における質問」、カラー刷り横版です。次に、「原子力発電所における保安活動の総合評価（試行）について」。カラー刷り横版です。次に、「プラント全体の機能試験工程と原子力安全・保安院の対応状況について」。カラー刷りのものです。次に、A3カラーのもので「平成21年度保安活動総合評価 柏崎刈羽原子力発電所」。次に、経済産業省の「原子力発電推進行動計画」。次に、経済産業省の「新たなエネルギー基本計画の策定について」。次に、東京電力の資料で「第85回地域の会定例会資料〔前回6月2日以降の動き〕」。次に、「1号機に関するプラント全体の機能試験・評価報告書の保安院への提出について」。次に、「ニュースアトム地域の皆さまへ」。次に、「各号機の最近の状況について」。今ほどお配りしました資料で、「前回定例会（平成22年6月2日）以降の行政の動き（新潟県）」というものでございます。

以上でございますが、そろっておりますでしょうか。もし不足等ございましたら、お申し出いただきたいと思います。

それから、いつもお願いしているところでございますけれども、携帯電話のスイッチは、お切りいただくかマナーモードにさせていただきますようお願いいたします。また、傍聴の方、プレスの方で録音される場合はチャンネル4のグループ以外をお使いいただきまして、自席のほうでお願いしたいと思います。委員の皆様とオブザーバーの方は、マイクをお使いになるときはスイッチをオンとオフにさせていただきますようお願いいたします。

それでは、第85回の会を開催させていただきます。会長さんからご進行のほうをよろしくお願いいたします。

◎新野議長

皆さんこんばんは。第85回の定例会をこれから開かせていただきます。7月に入ったわけですが、急に夏のように暑くなって、なお蒸し暑く過ごしにくい毎日だと思っておりますが、今日はまた遅くまで皆さんとご審議いただくこととなります。よろしくお願いいたします。

2、3日前、古い資料をちらちらと見ていましたら、ちょうど地震で丸3年を迎えようとしていますが、地震のときの、8月1日に地震の直後私たちが開かせていただいた定例会というのが50回なんです。今日が85回という日を迎えていますので、本当によく頑張っているなど、私もメンバーの1人ですが、しみじみと感じた次第です。今日もよろしくお願いいたします。

では前回からの動きから入らせていただきます。保安院さんのほうからよろしくお願いいたします。

◎竹本所長（柏崎刈羽原子力保安検査官事務所）

ごめんください。柏崎刈羽保安検査官事務所所長の竹本です。

早速ですが、「前回定例会以降の原子力安全・保安院の動き 7月7日」と書いてある資料があります。本日は全部で七つあるのですが、まず1ポツ目の1号機保安検査等の実施状況についてと、後でどういう進捗状況かと説明する機会がありますので、ここは簡単にご説明させていただきます。

東京電力は5月30日から復水器の真空の上昇操作を開始しまして、31日に制御棒の引き抜き操作を行って、段階ごとに発電機出力を上げてきてまして、6月中旬、定熱一定運転に達しています。その間、保安院ではいろいろな設備点検とか、東電が行うプラント全体の機能試験が適切に行われているかどうかを保安検査とか立入検査などによって確認を行っています。先週、新聞とかに載っていたと思いますが、原子炉隔離時冷却系というのがあるのですけれども、その主蒸気止弁からのシートリーク、弁にすき間ができて、下流のほうに蒸気が流れてしまうという兆候があったという不具合がありました。これの詳細点検に事務所の検査官が立ち会い、復旧した後にシートリークがきちんと直ったということ、あとトリップ機構という蒸気を止める弁を作動させる機構があるんですけれども、その点検・調整を行って復旧したこと、そういったものを確認して元に戻っているというのを確認しています。

また、6月30日に残留熱除去系の給水ポンプの運転後の圧抜き操作後に、系統の圧力の上昇が早いということで、東電は、慎重に考えて、これはシートリークしているんじゃないかと、安全サイドで考えていろいろ調査したのですが、6月29日、原子力隔離時冷却系の修理のために残留熱除去系の給水ポンプを運転しており、サプレッションチェンバーというのがあるんですけれども、ポンプを回してそこの冷たい水を系統に入れるので、そのうち水が徐々に温められて、温められると水は体積膨張しますので、その結果、系統圧が上がったということが原因だと判明しました。保安院はこれらの調査とか検討に立ち会いまして内容を確認しております。

これらによりまして、保安院は原子炉の起動にかかる一連の運転操作が適切に行われて、プラント全体の機能試験が適切に実施されたと評価しました。

本日ののですが、東京電力からプラント全体の機能試験の結果に関する報告が提出されております。これを受けて、今度、設備健全性評価サブワーキングの有識者による審議を行いまして、1号機のプラント全体の設備健全性にかかる報告を取りまとめることとしております。

1号機については以上です。

続きまして、次のページ、2ポツ、6月8日、柏崎刈羽発電所5号機の設備健全性及び耐震安全性の確認に対する立入検査等というのをしています。ニュースとかで流れていましたが、専門家とかが立ち入りまして調査をしております。確認したところは原子炉建屋やタービン建屋の耐震壁のひび割れ補修状況とか、原子炉建屋、屋根トラス、燃料交換機、原子炉格納容器スタビライザ等の耐震強化工事の実施状況等を確認しております。

あと内閣府原子力安全委員会が6月14日、現地視察をしております、このときに保安院の1号機のプラント全体の機能試験に対する保安院の対応状況について説明をし

ております。

本日議題の中に入っていますが、原子力発電所の保安活動の総合評価の実施結果について公表しております。後でご説明しますので、ここでは割愛します。

5ポツ目、保安規定の変更の認可ということで、5月26日に東京電力から保安規定の変更認可の申請がありまして、組織改正、グループ名が変わるということだったのですが、その組織改正に行う変更がありまして、内容について審査して、問題ないということで、6月24日付で認可しております。

あと昨年度の第4四半期の定期検査等について原子力安全委員会に報告しておりまして、6月7日に工事計画認可、6月24日に使用前検査、定期検査とか、溶接安全管理審査、そういったものを報告しております。柏崎刈羽発電所に関しての定期検査の結果につきましては、1月19日に終了しました6号機、営業運転に移ったのですが、その結果について報告をしております。

あと7ポツ、原子力耐震構造研究拠点と、以前からここでご紹介させていただいておりますが、その安全研究委員会というものが先週開かれており、保安院はオブザーバーですが、これに参加させていただきました。

保安院からは以上ですが、ニュースリリースがめくっていただいたところについています。今年、保安院は原子力安全規制情報会議というものを行うことを決めました。内容につきまして、公開のもとで多様なステークホルダー、関係者の方々と規制活動における多くの課題を集中的に議論しますといったものです。こういうものを今年の秋に開こうと考えております。2日にわたって行いますが、内容もいろいろあり、基調講演とか保安院の10年間の安全規制活動に関する諸課題、あと10分野程度ありますが、テクニカルセッションを開いて行う予定です。パネル参加者は保安院だけでなく、原子力関係者のほか、地方自治体とか国際機関とか、報道機関関係者とか、そういったいろんな方から参加いただいて50名程度といったものを開催しようかと考えております。下のほうの3ポツのところに書いてありますが、まだ応募は始まっておりませんので、また応募が始まりましたらこちらでご紹介したいと思っております。

次に、地域の会における質問というのをそのまま引き続きご説明させていただきたいと思っております。

皆様のお手元にこういうパワーポイントがあるかと思っております。地域の会における質問ということで、事業所から保全計画が提出されるということですが、全般的に国から保全項目というものが提供されることはないのですかといったご質問です。この保全計画というものは、ちょっとどういうものかと言いますと、点検時の機器の状態等を踏まえた事業者による現状の保全の妥当性評価結果と、それを踏まえた新しい保全計画を国に提出させます。基本的には定期検査が始まる時で、毎回提示させます。事業者の保全活動が継続的に改善されることを国が確認する仕組みというものです。

具体的な位置づけとかを見ていただくのは、次のページです。新たな検査制度というのが平成20年、今から2年ぐらい前にこういったものが議論されておりまして、既に導入されております。その中に幾つかの仕組みが、新たな検査制度の中へ盛り込まれているのですが、その中で赤い丸で囲ったところですが、事業者の活動です。東京電力さんであれば東京電力さんの活動があるのですが、そういった中の保守管理業務、メンテナ

ンス業務の中で、定期検査ごとに保全計画を作成させて、届けさせて、国のほうが問題ないかどうかを審査し、必要に応じて修正をしていただくということをしております。

こういう仕組みができていますが、ちょっとその上のほうに設備の保全方法の充実と黄色で塗ったところがあります。これは実際の設備の保全方法の考え方というものを保安規定、つまり、国が認可している保安活動のマニュアルに書いていただいて、それで申請してもらって、国が審査して認可するという仕組みになっています。3ページ目に、保守管理の方法に関する保安規定の記載項目というのがあります。例えば保守管理の実施方針とか保守管理目標をきちんと設定していただく。保全対象範囲の策定ということで、保全対象範囲としてどういった設備を対象にさせていただくのか。保全重要度の設定とか、また保全管理指標の設定とか、監視計画の策定とか、そういったものを保守管理のために行いますというものを保安規定に書いていただいて、それを国が認可する。それに基づいて定期検査ごとに保全計画を出していただくわけですが、その下に書いてある項目で、保全の有効性の評価の結果とか、保全活動管理指標の次のサイクルの目標値とか、ちょっと具体的な専門的な用語が出てきますけれども、点検計画とか、補修、取替、改造計画、安全管理とか書いてもらいます。そういったものの中に⑥として、プラントを長期停止させる際に策定する特別な保全計画というのがあります。具体的な中身は健全性の評価に関する計画とか、長期停止する設備の保管方法に関する計画とか、そういったものを保全計画として出していただきます。

特別な保全計画というのは、ご参考ですが、最後のページに書いてあります。柏崎刈羽発電所、当然ながら今、地震で長期停止しておりますので、特別な保全計画を出していただくことになっています。これに基づいて我々、適切に管理、保全計画を実施しているかどうかは検査官が見ております。

保全計画に関する説明は以上です。

◎新野議長

ありがとうございます。

では資源エネルギー庁さん、お願いします。

◎七部 柏崎刈羽地域担当官事務所長（資源エネルギー庁）

資源エネルギー庁 柏崎刈羽地域担当官事務所の七部です。

本日はニュースリリースと書いたA4縦の2種類を配らせていただいております。一つは、経済産業省の諮問機関であります総合資源エネルギー調査会の原子力部会で、6月4日にまとめました原子力発電推進行動計画、～安全と信頼～世界の原子力新時代における日本の挑戦～の公表についてというプレス発表資料と、6月18日付で発表しました新たなエネルギー計画の策定についてと題した6月18日に閣議決定されました、エネルギー基本計画についてのプレス資料の表紙を配らせていただいております。エネルギー基本計画につきましては、既に何回か経緯等をご説明させていただいておりますけれども、この6月18日のプレス資料、1枚紙の表のほうに書いてありますけれども、1ポツ、経緯等のところで、エネルギー基本計画は、エネルギー政策基本法に基づき政府が策定するものでして、エネルギーセキュリティ、温暖化対策、効率的な供給という、エネルギー政策の基本に加えて、エネルギーを基軸とした経済成長の実現とエネルギー産業構造改革の視点を加えて策定されました。

また、このエネルギー基本計画中の具体的な取り組みの中に、6月4日に原子力部会で取りまとめられた原子力発電推進行動計画を取り込んでおります。このエネルギー基本計画の本文につきましては、ちょっと分厚くなるものですから、一律の配付はひかえさせていただきますけれども、もしご興味のある方におかれましては、経済産業省のホームページにアクセスいただくか、もしくは事務局にお求めいただければと思います。

この件については、後日お時間をいただきましたら、改めてご説明をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

◎新野議長

ありがとうございました。

では山田課長、お願いします。

◎山田原子力安全対策課長（新潟県）

皆さんごめんください。県庁原子力安全対策課山田でございます。今日もどうぞよろしくお願いいたします。

県のほうから前回定例会以降の行政の動き、一番最後にお配りしましたこの紙1枚の資料をもとにご報告させていただきます。まず、私ども新潟県は、柏崎市さん、刈羽さんと安全協定に基づきまして、常に東京電力さんの発電所の状況確認をしております。やっておりますことは、常々月例で確認していますことと、今は1号機の起動試験中でございますので、1号機の起動試験の状況を6月5日に、月例の、毎月やっておりますその都度テーマを決めて確認しております点検の確認を6月10日にやらせていただいております。

2番目が技術委員会、この1カ月の間に設備健全性、耐震安全性に関する小委員会が6月9日に第39回、6月22日に第40回、そして実は今日こちらにまいります前、4時半まで第41回と、3回開催させていただきました。テーマはいずれも1号機の起動試験の実施状況の確認、そして5号機の耐震安全性、設備健全性について議論いただいております。

今ほど検査官事務所の竹本所長からもお話ありましたけれども、1号機については起動試験の最終的な評価を今日、東京電力さんが保安院さんのほうに報告されたのを受けまして、設備小委員会でも確認いたしました。安全上の大きな問題はないという状況で確認いただいております。5号機については、議論が継続しております。この紙には3号機の健全性評価について書きましたけれども、今日は3号機の議論まで進みませんで、1号機の起動試験の実施状況と5号機についての議論で終わっております。

続いて、3番目が1号機の起動試験にかかる対応状況ですけれども、それぞれ不適合なりいろんなことがありますと、県としても東京電力さんをお願いなり、いろんなことをやっております。

続いて4番、その他なのでございますが、今日はちょっとおわびにまいりました。4番のその他の（2）に書いてあるのですけれども、発電所の周辺に県で11カ所設置しております、環境放射線を観測しておりますモニタリングポストでトラブルがございました。具体的に申し上げますと数字を常にはかっているのですけれども、そのはかっている数字を電光表示に出します。そのはかっている数字とその電光表示には間違いはな

く、極めて正確に出ているのですけれども、その電光表示に対応してコメントを出しているんです。例えば、雨が降っているときは、降雨時は放射線の数値が上がる場合がありますとか、そういうものを出しているのですけれども、そのコメントに誤りがございました。

具体的には、本当に普通の観測結果が出ているときに、『現在線量率が高くなっています、原因を調べています』といったコメントが出ておりました、それをご覧になった地域の方が私どもに連絡くださったということなんです。今、これは原因を調べております。今時点でほぼわかってきていることについてちょっと報告申し上げますと、雨が降ると皆様よくご存じのように、放射線の線量率が上がります。雨が降ってその瞬間は上がるわけですが、それから90分たっても、なおかつ雨が降ったときと同じような高さだったときに、この「現在線量率が高くなっています。原因を調べています」というコメントが出るように本当はなっていたはずなんですけれども、雨が上がった直後のデータを出していたようなんです。これはプログラムのことにもなりますので、今メーカー、今日も来てたんですけれども、メーカーとともにいろいろ調べております。

とにかく私ども何かトラブルがありましたら、ちょっと申し上げにくいんですけれども、例えば東京電力さんに徹底的に原因を追究して、ほかに同様なことがないのか確かめて、きちんと対応してください。そしてそれを公開してくださいというようなお願いをしていることが、自分たちのことになってまいりまして、今現在、原因を調べております。来月のこの会では報告させていただけるんじゃないかと思っております。ということがまずございました。

それから、紙をめくっていただきまして、4ページの(5)です。もうすぐ中越沖地震から3年になりますけれども、この7月16日は市でも村でもいろんな催しがあることと存じますけれども、県として中越沖地震の3周年のシンポジウムを今回、今年はテーマを原子力発電所の地震被害から見えてきたもの、住民の安全・安心のために必要な情報の扱い方というテーマで、ここに書いてありますとおりに開催させていただきます。新野会長からもパネリストとして、まさにこの地域で生活なさっている市民の代表としてあの日にどんなことが起こって、どんなふうに情報が伝わってきたのか。あのときのいろんなことからどんなことを学んで、今現在どんな取り組みを進めているのだろうかというようなことを保安院からもおいでいただきまして、司会と言いましょうか。コーディネーターはNHKの自然災害を特に中心に担当なさっている、解説副委員長の山崎さんをお願いして7月16日14時30分から産業文化会館で開催いたします。どうぞ皆様、ご参加いただければ幸いと存じます。

それから、項目だけ書いてございますけれども、今ほど申し上げましたように放射線の監視をずっとしているんですが、平成21年度1年間の監視結果をまとめました。これを毎年大体7月から8月にかけて去年1年間の観測結果はこうでしたと、皆様ご確認くださいということでパブリックコメントという言い方をしておりますけれども、皆様からご意見をいただくような場面をつくりますので、また改めてご案内いたします。

それからこれも項目だけなのですけれども、現在、柏崎市さん、刈羽村さん、いろんな関係機関の検査官事務所さん、いろんな関係機関の皆さんと一緒に原子力防災訓練を実施すべく今、企画準備をしております。これも来月、再来月でしたでしょうか。ちょ

つとこの地域の会でも防災についてご検討いただくということで私ども、またお邪魔させていただこうと思っておりますけれども、その防災訓練について今、企画準備しているという段階です。

新潟県、大体以上のような状況でございました。よろしく申し上げます。

◎新野議長

今、最後のページでご案内いただきまして、新野屋専務なんてなっていて、先回の6月の運営委員会のときに、これは一市民としても意見をというふうなお話なので、こういう肩書なんですけど、ほとんど体験上、語らせていただくのは、地域の会の皆さんの活動が主になるので、どこか違う紙面には地域の会の会長ということも盛り込んでいただいていますので、内容はほとんどそういう内容と個人的なお話を少しさせていただくつもりでおります。ふだん皆さんがお話しているようなことに沿った発言になろうかと思っておりますので、関心がおありでしたらぜひ、本当にお出向きいただければと思います。よろしく申し上げます。

では柏崎市さん、申し上げます。

◎須田危機管理監（柏崎市）

柏崎市の須田でございます。安全協定に基づく状況確認、それから技術委員会の開催等につきましては、県と一緒に私どもも参加しております。それから先ほど保安院のほうから報告ありました、原子力耐震構造研究拠点に関する原子力耐震安全研究委員会につきましては、柏崎市は地元として副市長が委員となっております。それで7月2日の委員会にも副市長が参加しております。

以上でございます。

◎新野議長

ありがとうございます。

刈羽村さん、申し上げます。

◎武本総務課長（刈羽村）

こんばんは。刈羽村総務課長の武本です。今ほど県、あるいは市のほうでお話ありましたので、同じように監視をしたり、一緒に会議に出ております。ということで、しっかりとまた見守っていきたく思っていますので、よろしく申し上げます。

以上です。

◎新野議長

東京電力さん、お願いいたします。東京電力さんは先月の6月23日の皆さんとのミーティングが、高橋所長さんが最後でいらして、今回から新しい所長さんをお迎えしています。横村所長さんなんですけど、ご挨拶いただけるということですので、お願いいたします。

◎横村所長（東京電力）

では、すみません。ちょっとお時間をいただきまして、ご挨拶させていただきます。

このたび高橋の後任として、この発電所の所長としてまいりました横村でございます。どうぞよろしく申し上げます。地域の会の皆様方におかれましては、常日ごろより発電所の事業運営につきまして、安全性、透明性の観点ということでご活動いただくとともに、発電所の運営とか安全に対するご意見、ご指摘を多数ちょうだいしているとい

うふうに理解しておりまして、改めてこの場をお借りいたしまして、感謝を申し上げたいというところがございます。

引き続き、私といたしましても地域の皆様の声、あるいは思いを積極的にお聞きし、発電所の業務運営に反映していくという形で仕事をしていきたいと思っておりますし、何はともあれ、安全を第一ということで、発電所員と協力企業の皆さん、ともに一致団結いたしまして、災害に強い世界に誇れる原子力発電所、これを目指していきたいというふうに考えてございます。

私事ではございますが、新潟県の糸魚川市の生まれでございます。実家もまだ糸魚川にございまして、そういうこともありまして、この柏崎刈羽も4度目の勤務ということで、通算12年ほど既にこの発電所で仕事をさせていただいております。そういうことでもございまして、この柏崎刈羽原子力発電所の復旧と安全な運営が、この柏崎刈羽の地域のお役に立てて、それからひいては新潟県のお役に立てるということがもしできれば、私のこの上のない喜びというところがございます。

微力ではございますが、全力で頑張ったいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございました。

◎長野副所長（東京電力）

それでは、東京電力長野から前回以降の動きについてご報告をいたします。お手元の資料のほうをご覧をいただきたいと思ひます。

まず不適合事象関係でございますが、公表区分のⅢ、けが人の発生が3件ございました。概要をそれぞれ添付しておりますのでご覧をいただきたいと思ひますが、1件目は5ページにございます。部材の研磨作業をしていた方が誤って、これは回転体のついた工具でございますが、手元から足元に落としてしまひまして、おなかと足にぶつかってしまったということで、足に5センチの切り傷を負ったというものでございます。

それから6ページ目が2件目でございますが、写真は再現写真ということでございますが、作業中に床の若干のスロープですね。ここにつまづいて転んでしまひまして、右足のくるぶしを骨折してしまったというものでございます。

それから3件目は7ページにございますが、作業中たちくらみでバランスを崩して、机に頭を打ちつけて1センチの切り傷を負ったというものでございます。おのおのの事案につきましては、当社社員並びに協力企業、作業員に周知をいたしまひして、注意喚起を実施しております。

次に、1号機関係、それから2ページに5号機関係まとめてございますが、後ほどお時間をいただいておりますので、ご説明をさせていただきます。

次に、2ページの下のほうになりますが、発電所にかかわる情報でございますが、1ポツ目でございますが、中国電力の島根原子力発電所の保守管理の不備等の報告にかかわる当社確認結果報告書の保安院への提出でございます。30ページにプレス文を添付しておりますのでご覧をいただきたいと思ひますが、報告書の内容は、当社は適切に管理しており、中国電力と同様の問題がないことを確認したというものでございます。

31ページのほうに中国電力で確認された点検不備に対する当社の確認状況を表にしてございますので、後ほどご参照いただければと思ひます。

2ページ目に戻っていただきまして、一番下の2ポツ目、3ポツ目でございますが、

7号機関係でございます。7号機につきましては、昨年、営業運転をさせていただきまして、その後、今年4月から定期検査を実施してまいりましたが、6月26日に原子炉を起動し、28日に発電を開始し、現在、定格出力で調整運転を行っているという状況でございます。今後、もうしばらく調整運転を行いまして、経済産業省の総合負荷性能検査を受け、定期検査を終了するという予定でございます。

次に、資料はございませんが、テレビ、新聞等で皆さん気になっておられるかもしれませんが、一昨日、発電所構内において協力企業の車の盗難がございました。協力企業の方が自宅に帰りたという一心で、近くにあった車に乗って帰宅してしまったというものでありまして、既に逮捕をされております。今、警察のほうで取り調べをしておりますので、今回の事案をよく確認した上で、今後必要な対応を健闘してまいりたいと考えております。

前回以降の経過は以上でございますが、最後にお手元にニュースアトムを1枚お配りしております。地域説明会のご案内でございます。今月の13日、刈羽村の農村改善センター、14日にエネルギーホール、いずれも時間は18時半から、1号機のプラント全体の機能試験の状況等を中心に、他の号機の状況も含めましてご説明をさせていただく予定でございますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

◎新野議長

ありがとうございました。前回からの動きのご説明いただいたわけですが、(2)のところ、5号機の、これは細かいところを議論するというよりは、現状を報告していただいて、私どもが一応、こういうことかと認識しておいたほうがいいんだろうということで、新しい項目を一つ立てさせていただいております。このところに移らせていただきたいんですが、その前に質問がありますでしょうか、(1)のところ。

よろしかったでしょうか。また最後の質疑のところ、もしありましたらおっしゃっていただいても結構ですので、(2)のほうにでは移らせていただきます。

1号、5号の現状報告をいただくのですが、簡潔にというふうをお願いしてありますので、そんなふうにご報告をいただく予定であります。まず順番からすると東京電力さんのご報告があって、保安院さんがそれに対するいろいろなことをご説明するのだろうということで、電力さんのほうから先をお願いいたします。

◎長野副所長（東京電力）

それでは、資料のほうは今使いました前回以降の動きを使いながらご説明をさせていただきたいと思っております。1ページ目に1号機関連ということで、公表した案件を羅列してございますが、まとめてご報告をしたいと思っております。

1号機につきましては、プラント全体の機能試験を5月21日から開始をしまして、その後プラントを起動し、実際に蒸気を発生させて発電を開始しまして、各段階における評価を行ってまいりました。その状況と評価は、20ページのほうをご覧いただきたいと思っております。ちょっとページと資料が重なっておるのですけれど、19ページの裏側に横の別紙ということで、機能試験にかかわる進捗状況ということでまとめてございますので、ご覧をいただきたいと思っております。

各段階における評価の結果、今後も継続して運転することに問題がないことを確認し

たことから、これまでの各段階の評価結果を報告書として取りまとめまして、本日、保安院のほうに提出するとともに、県の委員会のほうにもご報告をしたというところでございます。

今日の報告でしたので、ちょっと資料の中に一緒につづり込むことができなかつたのですが、お手元に別とじで7月7日付で本報告書の保安院の提出についてということのプレス文と報告書の概要をお配りしておりますので、後でご覧をいただければと思います。

なお、このプラント全体の機能試験を開始して以降、先ほど保安院さんからも若干お話ございましたが、幾つかの不適合がございました。原子炉給水ポンプバイパス弁でありますとか、原子炉隔離時冷却系蒸気止弁等の不具合でございますが、いずれも地震を起因としたものではございませんで、原子炉の安全性に影響を及ぼすものでもございませんでした。したがって、通常の設備保全の中で通常状態に復旧をしておるということでございます。

今後でございますが、本日提出をいたしました報告書に対する国の審議結果や地元自治体のご意向などを踏まえながら、総合負荷性能検査に向けて安全安定運転を継続してまいります。

次に、5号機でございますが、資料の2ページのほうに、真ん中あたりに三つポツがありますが、6月9日に二つの報告書と一つの計画書を保安院のほうに提出をしております。

まず一つ目の報告書ですが、22ページをご覧いただきたいと思います。耐震安全性評価結果の報告書でございます。報告書のポイントということで、ちょうど中段あたりに枠で囲んでございますが、内容といたしましては安全上重要な機能を有する耐震Sクラスの施設等について、基準地震動による耐震解析を終了し、その耐震安全性が確保されていることを確認したという内容でございます。

次に、設備の健全性にかかわる点検評価の報告書でございますが、26ページ、27ページに報告書の概要を添付しておりますのでご覧をいただきたいと思います。内容は、設備の健全性並びに系統機能、いずれも正常に発揮されることを確認したという内容でございます。

最後にプラント全体の機能試験、評価計画書でございますが、28ページをご覧いただきたいと思います。計画書の内容は原子炉の蒸気を発生することが可能となった時期以降に行う点検、試験並びに評価の計画について取りまとめて報告をしたものでございます。

今後でございますが、これらの報告書に対する国の審議結果や地元自治体のご意向を踏まえながら、本計画書に基づいて点検、試験評価を実施してまいります。

以上でございます。

◎新野議長

ありがとうございました。

続きまして、では保安院さん、お願いします。

◎竹本所長（柏崎刈羽原子力保安検査官事務所）

保安院です。皆さんのお手元にプラント全体の機能試験の工程と原子力安全・保安院

の対応状況という、こういう紙でクリップどめしたものがああるかと思いますが、これに従いまして、1号機についてご説明したいと思ひます。

前回の6月2日の定例会で一応こういう工程で進めますということをご説明してあります。ここに書いてあるのは模式図ですが、東京電力は原子炉を起動して、その後発電を開始しました。青の線が発電ですが、20%、50%、75%という段階で発電出力を上げていって、それぞれに下のほうに東京電力が確認する主な点検項目というものがああります。

この下に保安院が確認する項目ということで、保安規定の遵守状況の確認とか、東京電力が行う設備点検への立ち会い、それぞれのステップごとに次の工程にいいかどうかというのを東京電力は社内で技術評価会議というのを開催してあり、それにすべて、夜中の12時ごろ開かれたものもありましたが、そういうところにも検査官が行って確認をしてあります。

その他、系統機能試験ということで、蒸気タービン性能試験とか、気体廃棄物処理系の試験とか、あと原子炉隔離時冷却系の試験とか、そういったものが系統試験として行われてあります。

また、プラント確認試験ということで、原子炉格納容器の中で、熱を入れて何らかの異常がないかどうかと、そういったものが点検されていますが、そういった点検にも検査官が立ち会い、手分けして確認してあります。

そういったことをしてありまして、今、この右のほうに7月7日報告書受領ということで、本日、先ほど東京電力からご説明ありましたが、このプラント試験の報告書を保安院に本日提出され、保安院は受領してあります。これについて今度、専門家による設備健全性評価サブワーキングというのがあるんですが、そこで審議をしまして、評価を下すということになってあります。その設備健全性評価サブワーキングなんですが、7月13日で予定してあります。

まだ開かれていませんので結論はわかりませんが、設備健全性評価サブワーキングでプラント試験の結果について問題ないということになりましたら、速やかに国としては総合負荷性能検査という検査を実施しまして、定期検査を終了するとしてあります。その後、柏崎刈羽1号機は営業運転に移行することになります。今そういう状況です。

次の紙めくっていただきますと、保安院の対応状況ということで、主要な不適合事象ということで、ニュース等になったものを挙げてあります。①から⑥まであるんですが、①から③は、起動準備中に確認された不適合です。例えばタービン駆動原子力給水ポンプの吐出弁でシートリークがああって、詳細点検、分解点検をしたとかといったものもああります。

また、④ですが、先週の件です。原子炉隔離時冷却系のポンプ駆動用タービンの主蒸気止弁からのシートリークがあったこと。原因を確認するために、原子炉隔離時冷却系のポンプを駆動させているんですが、そのとき停止させようとした際に中央制御室からのボタンでとまらなかったということがありました。中央制御室からの遠隔操作のボタンと現場のボタンの二つのボタンがああって、どちらでもとめられるようになっていますが、現場の手動ボタンでとめましたということで、そういった不具合について東京電力がちゃんと原因を調べて部品を交換して復旧したということもあありました。

⑥が先ほどの残留熱除去系ということで、シートリークというふうに安全サイドに見積もって行動して、結果そういうことではなかったんですが、そういったこともありました。こういった不適合事象については、保安院は当事務所の検査官が現場確認を行ったりとか、詳細点検が行われましたら、実際に東京電力報告を待つのではなく、検査官が実際に現場に行って、分解作業をしているところ、点検をしているところとか、その後、復旧後の不具合が解消されたかどうかとか、そういった作業に立ち会ったりしております。

また、東京電力が適切に不具合処理を行って、あわせて公表しているといったことも確認しております。また、保安院のプレスリリースということで、先ほど段階ごとに保安院の確認状況を報道機関などに報告しているんですが、こういった不具合が起きた場合にも、保安院の見解を直ちにつくりまして、地元自治体とか、報道機関とかに送ったりしております。保安院のホームページにも掲載するといったことをしております。

実際、次のページに参考ということで、どんなものをプレスリリースしたかというのを全部つけております。例えば起動の各段階での確認状況ということで、全部で11回、プレスリリースをしております。また不適合に関する見解発表ということで、それぞれ4回、こういったものをつくって、速やかに自治体や報道機関に保安院の見解を示すということをしております。

1号機の保安院の対応は以上です。

続きまして5号機ですが、お手元に資料もなくて口頭になりますが、今、国のほうはどういった状況にあるかというのをご説明します。

原子炉を起動するために幾つか確認をしなければならないことがあり、まず確認しなければいけないことということで、中越沖地震を受けて、設備は健全だったかどうかという健全性の評価があります。健全性の評価につきましては、機器とか系統単位の設備の点検の評価と建物・構築物の点検の評価、また、基準地震動といったものがありますが、そういった想定をした地震動を受けて耐えられるかどうかといった耐震安全性の評価と、三つの評価があります。

設備健全性の確認のうち、機器単位、系統単位につきましては、保安院は今、先ほどの設備健全性サブワーキンググループというところでの評価審議が終わっております。また、建物・構築物の設備健全性の評価につきましても、既に終わっております、既に問題ないということで原子力安全委員会にも報告をしております。

耐震安全性のほうですが、より慎重に審議したいという話が委員のほうからありまして、引き続き現在、審議が続けられております。

三つの評価のうち、今耐震安全性の評価がまだ審議が続けられているという状況です。また、それぞれの今の評価だけではなく、これからプラント全体の機能試験に移るということになるんですが、これについても東京電力から既に計画が出されており、どのようなことをやるのかというのは、先ほど言いました設備健全性サブワーキンググループで審議をしております。これらの評価が全部終わって、最終的に中越沖地震における原子力施設の調査対策委員会という委員会で審議して、そこで問題がないということになりましたら、保安院としては安全であるということになって原子炉の起動ということになります。

ただ、まだ今の状況では、先ほど言いましたとおり、耐震安全性の確認が引き続き行われているという状況です。

5号機のほうは以上です。

◎新野議長

ありがとうございました。今の現状はそういうことで、まだ引き続きの議論が残っている部分と、一応、総論的に結論が出ている部分があるんだというご報告でした。これまた報道とかでも追っていろんな記事が載るでしょうし、次の定例会にはまた次のレベルのご報告をいただけるんだらうと思うんですが、何か質問があれば受けますし、先へ進んでよければまた後から一括でよろしいでしょうか。

(はい)

◎新野議長

では先へ進ませていただいて、保安活動総合評価についてということで、保安院さんのほうからお願いいたします。あまりにもスムーズにいったものですから、ちょっとお時間をお願いします。

これは高経年化を先回勉強させていただきましたけれど、やはり保安院さんのほうの活動内容がもう少しよくわかっていないと、なかなか知識として積み上がらないのだからかということで、全部基本的なことばかりですけど、勉強の一環でこういうことも聞いておいたほうがいいだらうということで、保安院さんのほうにご説明をお願いしたという経緯です。

◎竹本所長（柏崎刈羽原子力保安検査官事務所）

保安院から、次に保安活動総合評価についてご説明します。前面のスクリーンを使うまでもない字ばかりの資料なので、口頭でよろしいですか。

座らせて説明させていただきます。皆さんのお手元のほうに原子力発電所における保安活動の総合評価（試行）についてというA4の紙と、A3の保安活動総合評価という紙があります。この紙を二つ使ってご説明します。

まず原子力発電所における保安活動総合評価の試行についてという、A4のほうからです。

本日お話しする中身ですが、はじめにということと、原子力発電所における保安院の主な取り組みということで、保安院が一体原子力発電所でどういう活動をしているのか。その活動している中で、こちらは皆さんもう既にご存じだと思いますが、ちょっと一度整理した上で、そういった活動が総合評価につながっていくという形で説明します。それで、3ポツで総合評価とは一体何なのかと、どういうやり方をするのかというものを説明します。その後に関後の課題、あと保安活動総合評価、試行の結果という順番で説明させていただきます。

まず、はじめにということで、3ページを見てください。先ほども保全計画のところでご説明しましたが、新しい検査制度という中で、平成21年4月1日から新しい検査制度が本格的に運用されております。そのもととなる考え方、仕組みというのが平成20年8月に保全プログラムを基礎とする検査の導入についてというものです。インターネットでこの名前を入れていただくと40ページぐらいの資料が出てきます。もしご興味がありましたら、どんな考え方でこういうものを入れたのかということを確認して

いただければと思います。

それで、この新しい検査制度の中で、検査の実効性の向上を目的としまして、事業者の実施する保安活動。保安活動というのは、先ほど保全計画のところの説明しました保守管理の活動とか、それ以外に運転管理の活動、例えば防災業務とかもありますし、その他の燃料の管理とか、いろいろなものがあります。そういった安全にかかわる活動を総合的に評価する仕組みとして、保安活動総合評価というものを導入しようということが決定されました。

これを受けて1年間、昨年度ですが、いろんな勉強をしたというか、試行錯誤しまして、どんな形でやればいいのかと検討を行いまして、ようやくまとまって今般、これを公表することになったというものです。

総合評価の話からちょっと離れますけれども、そもそも事業者の活動と保安院はどんなことをしているのかというのが5ページと6ページに書かれているものです。原子力事業者、ここで言うと東京電力ですが、発電所では右のほうに保安規定に基づく保安活動が行われています。保守管理の業務とか、運転管理の業務、燃料管理の業務と、こういった業務が行われておりまして、例えば定期事業者検査と、一つ一つの設備がきちんと機能するかどうかというのが定期事業者検査等で行われています。そういったものに対して国のほうは、適切に検査を行っているかどうかということ原子力安全基盤機構（JNES）が定期安全管理審査ということで審査しています。また、国のほうとかJNESとか、実際に安全上重要な機器の実際に機能するかどうかというのを定期検査という形で、検査官が実際に見ています。動かしてみても本当に問題なく性能を発揮するかどうかを見えています。

また、先ほど言った保全計画の確認ということも行われております。前回、保安院からご説明しました高経年化技術評価等、こちら柏崎刈羽はまだですけれども、そういったことが行われています。

また、我々保安検査官は保安検査をしています。保安調査と書いてあるのは日常のパトロールとか、事業者からのヒアリングとか、そういった活動ですが、保安検査期間以外のときもいろんな活動をしており、そういうものに基づいて実際に適切に保全活動がされているかどうかというのを幅広く調査するというのをしております。一応今、こういう体制の中で保安院とかJNESの国の安全規制が事業者にかかっているという状況です。

続きまして、8ページまで飛んでいただけますでしょうか。保安活動総合評価とは一体何なのかということところです。事業者への規制の方法というのは、実は3ボツ目のところにかいてあります。また以降のところですけども、設備の技術基準適合性の確認などのハードに関するものと、我々の規制の中では根本原因分析とか、保全プログラムとか、そういった保守管理活動の監視などといったソフトに関するものの2つに分かれています。先ほど言った国の検査で、例えば定期検査というのは当然ながらハードに関するものです。また我々保安検査として行っているものはソフト、事業者の保安活動に関するものということです。この保安活動総合評価については、保安院のそういった検査とか審査等の取り組みの実効性をさらに向上させるための活用するものです。

続きまして次のページですけども、これにつきまして、具体的には検査とか審査と

かでいろいろな情報が得られます。また、法令報告とかありますので、そういった法令報告されるもの、そういったものを幅広く集めまして、事業者の保安活動の状況を客観的に評価し、そして保安活動の弱点や改善事項を抽出して次回の審査に活用していくということです。PDCAサイクルとよく言われるものです。そういったものの中に、こういった保安活動総合評価というのを位置づけていくというものです。これによりまして、プラントごとにきちんと評価するということが、保安活動の特徴に応じた監視すべき事項、重点化すべきところといったものが明確になってくるということもありますし、実効的効果的な検査を実施することができます。

ちょっとこちらA3の紙になりますけれども、見やすいかどうかちょっとわかりませんが、こういうA3の紙のような形で一覧にして見やすくすると、何が課題で何が今後やっていくべきことなのかが見えてくるといったものを、そういうことによって国民にわかりやすく理解の促進につながるものだというふうに考えております。

ここで重要なことですが、保安活動総合評価はプラントの安全性そのものを評価する仕組みではありませんということと、将来の事業者の保安活動の状況を評価したものではないということです。これはどういうことかと言いますと、例えばプラントの安全性というものは、例えば5月のときに我々1号機の件について地震を受けてどうだったかというのはコンピューター解析をしたりとか、実際に設備や建築物、構造物を点検したりとか、例えば、先ほど説明した定期検査で設備がきちんとした性能を発揮するかどうかとか、ハード、つまり、プラントの安全性そのものはそういう形で確認をしています。また、昨年度事業者がトラブルを起こさなかったとか、問題が少なかったからといって別に今年起こさないというわけでもないといったものです。

要するに、この保安活動総合評価というのは、去年起きたことは客観的に見て一体どれぐらい安全に影響するものだったのかというのを見やすくしたものという位置づけのものです。

10ページにいていただきまして、保安活動総合評価の全体像ということで、あとで何度もここに戻ってくることになると思いますので、紙の端を折っていただくなどしていただければと思います。どうかたちになっているかというのをこれから説明するのですが、先ほど言いましたとおり、左の端のほうに事業者の行う保安活動があります。品質保証活動とか、運転管理、燃料管理と、ちょっとこういう活動があります。これに対して、先ほど言った、法令に基づく検査ということで、我々や国が行う検査とかあります。また法令に基づく報告とかもあります。定期実績報告といったもので、事業者からいろんな報告が上がってきます。それを安全重要度評価というものと、安全実績指標評価という、この二つの評価で、それぞれ起きたこと、どういう状況になっているかというのを分類するというものです。

安全重要度評価というのは、検査、審査のときの指摘事項等について安全に対する重要度を評価して、全部で5段階、数字が小さければ不良、数字が大きければ良と、そういった評価です。また、安全実績指標として、停止回数とか個人線量等の実際のデータですね。積み重ねてきたそのデータをもとにして区分していくということで、全部で4段階、一番上は安全運転上問題なしというものから、レベル3、レベル2、レベル1と4段階で分類していくということがあります。

こうしたそれぞれの項目について安全重要度評価とか、安全実績指標評価で分類したものを、今度は右のほうに保安活動の総合評価というのがあります。SDP/PI評価と書いていますが、例えば事業者の行う品質保証活動についてSDP評価ではどこに当たるのかとか、例えば運転管理に関して言うと、SDP評価ではその起きた事象についてⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴのどこに当たるのか。PI評価では4段階のどこに当たるのかと、そういうものを組み合わせまして評価区分、それぞれ課題は見出されなかったから、許容できない課題は見出されましたということまで評価を出します。それをもとにして最後、総合評価という形で判断を下します。

その結果、次年度の検査計画に、例えば基本検査という、検査の項目が決まっているんですけども、課題が見出されたものにつきましては、さらに追加検査を行うこととなります。新聞とかでは追試を行うとか書いてあったと思います。さらに許容できない課題が見出された真っ赤なものについては、さらに行政措置を行うといったことが行われることになると思います。これが基本的に保安活動全体の評価の全体像ということで、つまり、PDCAサイクルを回すというものです。

それぞれちょっと詳しく説明していきます。次、11ページを見てください。保安活動総合評価とはということで、先ほど申しましたとおりに、安全重要度評価、SDP評価というものと、安全実績指標評価、PI評価というのに分かれます。安全重要度評価、今後SDP、SDPと出てくるのですが、SDPとは何のことかと言いますと、Significance Determination Processと、重要度を決定するプロセスです。また安全実績指標PI評価というのがあります。こちらはPerformance Indicatorというものです。これらを組み合わせて我々はPI/SDP評価と呼んでいます。まずSDPのほうについてご説明します。

12ページです。SDPとは何なのかと言いますと、保安活動において発生した個々の事象、いろいろなトラブルとか、いろいろな不具合とか、問題とか、そういったものについて、原子力安全にどの程度影響があるのかを客観的に評価します。評価の対象とする情報が先ほど言いました我々の保安検査とか、保安調査、また行政指導した場合には行政指導した内容。また定期検査の結果と書いてありますが、定期検査の結果ではなくて、これは定期検査の際にこう改善したほうがいいんじゃないかとか、いろいろ時々コメントすることがあります。そういった運用の仕方です。そういったコメントの内容とか、先ほど言いました事業者が行う定期事業者検査というのがあるんですけど、それに対するJNESの定期安全管理審査の結果とかを踏まえます。また運転上の制限の逸脱という、機器にトラブルが起きたときに運転上の制限を逸脱する場合があります。そういったものの実績とか、事故とかあった場合の法令報告とか、そういったものを評価の対象とします。

次、13ページですが、それぞれの起きた事象をどういう観点から評価するのかというので、以下の三つの観点、安全機能への影響、次に公衆、公衆というのは地域の住民の方々です。中にある従業員の方々への放射線の影響、また品質保証という事業者の活動への影響というのを見ます。評価に当たっては、こういった観点に加えて、確率論的評価といったものとか、安全文化の劣化とか、例えば何度も同じものを繰り返すとか、組織としてまじめにやらなかったから事が起きたんだとか、そういったものがあるんで

すけれども、そういったものを加味しまして、評価結果を出します。例えば同じ事象でも何度も繰り返しているようであれば、それは安全文化の劣化とか、そういった繰り返し事象ということで、不良ということで数字が下がっていく、悪い方向に評価するということをします。実際、どういうふうな考え方で行うのかというのが、14ページのフローチャートです。

先ほど言ったとおり幾つかインプットする情報があります。そのうち保安検査、保安調査の指摘事項かどうかというのがその下のひし形のところにあります。保安検査、保安調査の指摘事項というのは、要するに保安規定違反かどうかというものです。保安規定違反ということになりましたら、違反の重さに応じて、実際に違反1から違反2、違反3と、あとは監視というふうな4段階に評価を分けて、それぞれに基づいて1、2、3、4というふうにあてはめていきます。保安規定違反ではないとなった場合につきましては、先ほど言いました3つの観点から、いろんな評価を行います。評価対象を選定したりとか、安全機能の重要度や定量的リスクと。例えば一つのトラブルが起きた場合に、原子炉にダメージを与える可能性はどれぐらい高まったのかといったものを評価したりとか、従業員の放射線影響、そういったものですね。あとQMSの観点から評価を行うというなどいろんな角度から評価しまして、それぞれ重さを決めていきます。

その重さにつきましては、違反1相当とか違反2相当と分類します。これにつきましては違反しているというわけではなくて、保安規定違反であれば違反1に相当するぐらいの重いことが起きた、と当てはめると言うんですか。そういう評価です。それにあわせて1から5まで区分していきます。その下に表がありますけれども、全部で5段階評価で、例えば3以上になったら黄色、2だったら橙、1だったら赤というふうに塗って、一目でわかるようにするということをします。

続きまして次のページ、15ページです。安全実績指標、先ほど言いましたPerformance Indicatorのほうの評価の方法です。先ほどのは実際に起きた原因の分析の結果から導き出すものですが、こちらは安全確保上、潜在的な要因の推定を行うということで、プラントのパフォーマンス、性能と言うんですか、これを適格にあらわす指標に基づいて評価しますということです。プラントの安全性にかかる運転状態を適格にあらわす指標として法令報告等のデータから選んだ11の安全実績指標を選定しています。それにあらかじめ設定した基準値、しきい値と比較して安全性にかかる運転状態のレベルを評価し、評価区分に応じて区分するということをします。実際、どういうデータを選んでいるのかというのが16ページです。

16ページの表の左に管理分野ということで、運転管理とか保守管理、放射線廃棄物管理、放射線管理というものがあります。これは先ほど10ページのときに言いました全体を見ているときに左のほうに事業者が行う保安活動の運転管理とか、放射性廃棄物管理、放射線管理、保守管理といったものに相当するものです。

隣の欄にPI指標と書いてあります。一つ目、7,000運転時間当たりの原子炉の計画外停止回数。7,000運転時間というのは稼働率80%として計算した場合、1年間の基本的な運転時間に相当するんですけれども、それで何回ぐらいの計画外の停止があったかどうかというもの。次が出力変動です。③が追加的な運転操作が必要な停止回数で、④が安全系装置の累積の運転停止時間の割合といったものがあります。その他、

⑥のあたりに格納容器への原子炉冷却材の基準値を超えた漏えい。⑦原子炉の中の水の中にヨウ素131の放出した件数といったもの。放射性廃棄物管理でありましたら、放射性廃棄物の過剰放出件数といったもの。放出時におけるモニタリング装置の動作停止の回数、件数ですね。放射線管理でありましたら、個人の被曝した最大の放射線線量といったもの。計画外の報告対象基準値を超える、1年間に5ミリシーベルトを越える放射線の被ばくの発生件数の組み合わせというものです。それを全部で基準値、しきい値というもので切っております。安全運転上問題なしというもの。例えば先ほど①の計画外の停止といったものでは、2件以下であれば安全運転上の問題なし。3件であればレベル3、4件以上であればレベル2というものです。未設定というものは、そういったものが今までなかったといったことです。それで、実際の下のほうで、例えばレベル1となりました赤い色、許容できない兆候があらわれたことを示す状態という形で評価していきます。

続きまして17ページです。先ほど10ページのときに総合評価するといったところの、今その話のほうに入ります。これ、安全重要度、先ほどSDP評価と安全実績指標評価PI評価の結果を組み合わせ、号機ごとに保安活動の状況の評価します。例えば課題を見出されなかったと評価する場合につきましては、安全重要度に基づく評価区分が5、かつPI、安全実績指標に基づく評価区分が安全運転上の問題がなしという状況であれば、課題は見出されなかった。軽微な課題が見出されたとしたら、安全重要度、SDP評価に基づく評価が4でかつ安全実績指標に基づく評価区分が安全運転上の問題なしとなった場合には、軽微な課題が見出されたと評価します。

下のほうにいきまして、許容できない課題が見出されたという場合は、SDP評価、もしくはPI評価のうち、最も厳しい評価区分になったほうに合わせるということを行います。重要な課題が見出された、下から2番目のところなんですけれども、厳しい評価区分に合わせると。課題が見出された、真ん中の3なんですけれども、それについてはほかの評定区分に該当するものを除くということで、それ以外のものというふうに、こういうふうな考え方で組み合わせます。

次に、18ページです。5段階の評価区分を出すのですが、色が塗っているところがあります。そこから今後の課題を抽出いたします。それをもとに評価対象年度の次年度、例えば昨年度の評価であれば平成21年度なんですけれども、その次年度ですから今年度の22年度の保安院とJNESの検査、審査計画に反映していくということを行います。具体的にどういったものに反映するかというのは、保安検査とか、保安調査は我々の日常の活動ですね。定期安全管理審査とか、保全計画、先ほど説明させていただきました保全計画の確認とか、そういったものに活用していくということを行います。

ちょっと先ほど基本検査とか追加検査といったところの話ですが、すみません、19ページです。基本検査ということで、保安検査とか定期安全管理審査というのがあるんですが、我々がやっている保安検査で、年4回、原則として四半期ごとに2週間程度の検査をいつも行っています。そういったものを基本検査として行います。それ以外に追加検査として、抽出された課題に着目して、基本検査に検査項目や実施期間など、上乘せをします。要するに検査の2週間の中にいろんな課題を突っ込むのではなくて、検査期間や検査項目を増やして行っていくということです。簡単に言うと、問題がないから

とって検査を減らしたりすることはしないということで、基本的にやるべき検査をやって、問題があるところに対して、さらに検査をふやして対応していくという対応をするものです。

続きまして、今後の課題ということで21ページですが、まだ始まったばかりというか、タイトルにも試行と、試しに行うと書いておきまして、今後も評価方法の充実とか運用の高度化を引き続き行っていくことが必要だと考えています。そのために3年間いろいろと試行錯誤して、内容の充実に努めていくことが必要と、そういうことをしていくということを考えております。

続きまして、22ページなんですけれども、ちょっと22ページに行く前、これは22ページの結果というのは、ほかのプラントの話も含めた全体の話になるので、ちょっとこちらの話に入る前に、柏崎刈羽発電所の21年度の結果はどうだったのかということ、先にご説明させていただきたいと思います。それが皆さんのお手元のA3の紙です。皆さんのお手元にA3の紙があります。中身について一つ一つご説明させていただきますと、一番左上のほうに検査・審査等というコマがあります。検査・審査等というのは、先ほど行いました国の検査です。例えば保安検査というのはここに書いてある数だけやっています。定期検査というのをやっています。あとはJNES、独立行政法人原子力安全基盤機構が行う定期安全管理審査については、平成21年度ではまだ審査が終了していないという状況です。立入検査（なし）と書いてありますが、中越沖地震後の設備点検にかかる立入検査というのは先ほどご説明したように、たくさん行っています。ここで言う立入検査というのは、トラブルに対して行った立入検査とか、そういったものはありませんでしたというものです。

その下にPI評価というのがあります。安全実績指標ということで書いています。先ほど11の指標のうち、今ここでは三つだけ挙げています。全部の指標については、後で先ほどのA4の紙のほうに全部書いてありますので、こちらは三つだけ抜き出しております。緑がついているものと白になっているものがあります。白というのは計算していない、除外するといったものです。緑については計算したものです。

この見方ですが、累積というか、各第1四半期、第2四半期、第3四半期と書いてありますけれども、過去3年間分、要するに第1四半期から過去3年のデータを持ってきて、それで計算機に乗せて計算するというトレンド情報でございます。なので、これは例えば安全機能の故障件数ということで、運転上の制限を逸脱した件数というのが7号機のところだと2というのがあって、2、2、2、2と続いているように見えますけれども、これは同じものをずっとトレンドとして追っているものでして、単に2件というのが累積というか、そのまま持ち続けているだけで、合計して8件起きたというわけではありません。

また、とまっているはずの1号機と3号機のところで、安全系の使用の不能時間割合というところで、色がついているんですけれども、先ほど言いましたように3年間の過去のデータ等に基づいて算出しているの、ぎりぎり地震が起きる前のデータが入ってきまして、緑がついている。なのでその次の第2四半期からは計算対象外としてNAということをしております。

このPI評価では全11指標に関しまして、評価期間内において、しきい値を超える

ものではなく、安全運転上の問題なしと評価しましたということです。

また参考データとして過去の法令報告事象の発生件数のトレンドとか、あと放射線従事者の総量とかありますけれども、そういったトレンドとか、LCO、運転上の制限の逸脱といったもののトレンドが書いてあります。

次にSDP評価ということで真ん中のほうの欄にいきます。これが保安検査官が指摘したりとか、いろいろな行政指導したとかというものについての評価です。2ポツで保安調査というものがあります。保安調査につきまして、①と書いてあるところですが、福島第1発電所、福島第2発電所及び柏崎刈羽発電所で放射性液体廃棄物を非放射性液体廃棄物処理配管へ誤接続したと、配管誤接続したのものがありません。それについて保安院は平成21年度第4四半期に保安規定違反3という判定を下しております。

また行政指導文書ということで、ご記憶の方おられるかと思えますけれども、去年の4月だったと思いますが、予備品倉庫で火災が発生しております。このとき、中越沖地震後から9件目の火災と、あまりにも頻発していますということで、今までも指導とかしたんですけれども、再度、発生源及び火災防止対策に関する指示文書を出しています。

また、同じく行政指導文書で、②なんですけども、先ほど言った配管誤接続について、柏崎刈羽発電所は4カ所しかなかったんですが、東京電力の発電所全体合わせて30カ所の誤接続がありました。これについては技術基準の不適合とか、保安規定の不適合とかというものがあまして、これについて行政指導文書をしております。

あと、定期検査ですけども、先ほど言いましたJNESの定期検査とか保安院の定期検査があるんですが、それぞれコメントしています。ただし、これらについては、技術基準の適合性に影響を及ぼすようなものではなかったということで評価しています。

先ほど言いました定期安全管理審査というものについても、そもそも審査が完了していないという状況でした。

あと、LCOの逸脱事象ということで、全部で昨年度3件ありました。6号機の安全系論理回路の故障があったのですが、そのときに運転上の制限を逸脱したというのは、今年3月ですね、たしか、ここでもご説明させていただいたと記憶しておりますが、そういう事象がありました。また、7号機につきまして、去年のプラント試験、初めての起動のときにサプレッションプール、圧力抑制室の水位が通常範囲を超えましたということがあったことと、原子炉隔離時冷却系の動作不良、停止ボタンを押しても運転がとまらないということがあったということで、強制的にとめた後、そのまま原子力隔離時冷却系は調査・保守のために、そのままとめたままにしたということで、運転上の制限逸脱になりましたということがありました。この3件がありました。

これをもとにして、その次の下のほうに、それぞれの号機にSDP評価をしております。保安検査等でオレンジ色を塗っているところがあるんですが、共通といったところがあります。1号機から7号機まで共通で1件と計算しています。これは火災対策、先ほど言いました予備品倉庫の火災で、9件目の発生ということで、繰り返し起きており、火災対策について安全上重要な問題があったという判断から、これは号機によらない発電所における全体の問題ということで、1件ということで、評価区分Ⅱとしております。

また、個別のところ、1号機と5号機、それぞれ塗っていますけれども、これは配管誤接続があった号機です。これが1号機と5号機、それぞれについて放射性廃棄物管

理の観点から安全上の問題があったので、Ⅱという評価をしております。それ以外にもあるんですが、軽微な課題があるようなものが6号機と7号機で、定期検査のときにあたりとか、LCOの逸脱があたりしました。というので白という評価をしております。これが保安院の基本的なSDP評価に対する結論となっております。

それをもとに、今度、保安活動の総合評価という項目に移ります。保安活動の総合評価という項目で、右のほうに表があります。各号機と、先ほど言った品質保証とか運転管理、保守管理と、いろいろ項目を挙げさせていただいておりますが、それを組み合わせていきます。先ほど言った火災対策の品質保証、事業者のマネジメントに問題があるということで、全号機についてⅡを塗っていきます。また、配管誤接続のあったところの1号機と5号機もオレンジ色でⅡと、そのほかは白色という形になります。また、PI、安全実績指標の評価なんですけれども、先ほど、A4の紙の16ページでご説明した際に4項目挙げましたが、運転管理、保守管理、放射性廃棄物管理、放射線管理それぞれについて、11の指標それぞれもとに評価を出して、こういう色を塗っていくということをしてしております。問題なしということをしてしています。これで各号機のどの分野にどういった問題があったのかというのが見えるということになります。

その結果、例えば、1号機であれば品質保証のところに重要な課題が見出されたとか、7号機の放射線管理のところでありましたら、課題は見出されなかったとか、そういった評価になっていくわけです。

今後の課題として、1号機、5号機につきましては、先ほど言いました配管誤接続については、実際に対策がもう既に行われています。調達管理基本マニュアルに基づいた調達がなされた必要な改造図書が作成されていて、また、ちゃんと工事が行われたということを確認しております。

また、トリチウムという物質に対する意識向上の対策についても、教育対策とか、そういった対策を開始しているということも確認しております。

ただ、根本原因分析というのが実施中、これなんですけれども、放射線管理に係る認識を持たせるための活動とか廃棄区分の考え方のルールを十分図っていく必要があるというのが平成21年度3月末の時点での抽出した課題です。

あと、予備品倉庫につきましても、既に何度も東京電力さん、火災の原因とか再発防止対策とかしておりまして、実際にアクションプランも実行に移しています。我々は、それは去年保安検査で何回も何回も本当にしっかりやっているかどうか実際に確認しております。

実際、発生件数が減少しています。去年3回あったと思うんですけれども、以前に比べれば減ってきています。ただ、再発防止対策には、まだ継続中のものがありますので、そういったものについても、ちゃんと今後も手を抜かずにやっているかどうかということを見ていくということになります。

すみません、次をめくっていただきまして、評価の内容というのがありますが、この評価の内容というのは、先ほどのSDP評価をして、なぜオレンジ色を塗ったのかという、具体的な根拠を書いたものがありますが、こちらのほうは割愛します。

次年度の検査計画として、先ほど申しました基本検査と追加検査というのがありまして、例えば、我々事務所が行う保安検査では、基本的な検査として、運転管理プロセス

に係る対応が適切かどうかというのを確認していくことにしています。不適合管理とか、是正措置、予防措置についても、再発防止対策のための措置は適切かどうかといったものを見ていきます。また、東京電力は、以前にこちらでご説明しましたが、グレードの判定基準の見直しが行われていますので、その結果、混乱が起きていないかどうか、また、きちんと運用していけるかどうか、そういったものについても確認していく予定です。

作業管理について、今、復旧作業中のところもありますので、そういったところの作業管理について、実施計画が適正に実施されて管理されているかどうか見ていきます。

あと、文書管理ということで、いろいろと間違った文書を使ったとかというのも昨年度ありましたので、そういった文書の変更を含む識別管理が実施されていて、みんなが間違っただけで使わないようにと、必要なところで利用できる状態になっているかどうか確認するというのを、今年1年間、我々保安検査官事務所として基本検査として行っていきます。

また、保全計画、先ほど説明させていただいたものですが、特別な保全計画、それに基づく保全活動が行われているかを確認していくこととします。

あと、追加検査として、先ほど課題が抽出されたということで、配管誤接続と、あと、予備品倉庫の火災、火災防止対策というのがきちんと行われているかどうか、そういったものを引き続き今年度の計画で見ていくというものです。

これが今回、平成21年度の柏崎刈羽原子力発電所の保安活動に対する保安院の総合評価です。このA3の紙がほかの発電所すべてに一つ一つあります。原子力安全・保安院のホームページを見ていただければ、ほかの発電所のものもすべて見ることができます。

こういう状況で、次に、またA4の紙のほうに戻って、保安活動の総合評価（試行）の結果ということで、22ページでございます。

具体的に試行の結果ということで、この制度全体を動かしてみてもうどうだったのかということをもとめたものが5ポツ以降の話です。

まず23ページを見ていただきますと、ニュースとか新聞とかで、重要な課題が見出されたのが半数以上あったとかというのがありましたけれども、実際に全部で52プラント、島根原子力発電所につきましては中国電力の保守管理の不備の問題につきましては評価の対象外としております。それで、それを除く52プラントで見たところ、課題が見出されなかったプラントというのは10プラント、軽微な課題が見出されたものが19プラントと、全部で29プラントが基本検査で済むというものになっています。課題が見出された、重要な課題が見出されたというものが、それぞれ2、21と、許容できない課題が見出されたのがゼロプラント、昨年度はありませんでしたということです。

続きまして、次のページです。総評として、保安院の1年間頑張ってみた結果として全体を見てみますと、日本の原子力発電所の保安活動は全体としておおむね適切に維持・運用管理されています。国際的な水準、アメリカですけれども、アメリカと比べても、高いレベルで維持されています。基本検査のみと評価されたプラントは、全体の56%に当たる29プラントです。また、追加検査が必要と評価されたプラントは全体の44%でしたという結果です。

実際に追加検査が必要とされたプラントというのは次の25ページにあります。具体的にどんなことをするかというのが書いてあります。例えば、真ん中のあたりに福島第一原子力発電所の1、3、5号機と福島第二原子力発電所の1から4号機というのは、先ほど、こちらの柏崎刈羽原子力発電所と同様でして、配管の誤接続というのがありましたので、これについて追加検査を行うということをしております。あと、川内原子力発電所1号機は所内電源設備点検中に、お一人、作業中に感電して亡くなられたという事故がありましたので、それに対する再発防止対策というのを確認していくということを行います。

次の26というのが、見ていただきますと、ほかの発電所と全体を見て比較することができます。オレンジ色があります。また、黄色のⅢ、課題が見出されたというプラントが東海第二発電所とか浜岡原子力発電所でありましたと。ほか赤色の許容できない問題があったというプラントはありませんでしたというのが、これを見るとわかります。

次に、27ページ、P I、実績指標の表です。先ほど言った11の指標があると言いました。この11の指標を島根原子力発電所を除く全プラントで同じ一律の基準値で比較したものです。白色は計算をしていない、もしくはもともとプラントがまだ準備中というのですか、泊原子力発電所の場合は昨年度起動したばかりなので、起動前は斜線が引いてあるんですけども、あります。黄色に色が塗ったところは女川原子力発電所と東海第二発電所というものです。

これを見ていただくと、例えば、ある地域でこれはすごく問題じゃないかと騒いだ案件が、結果として1年間見て、ほかの発電所と比べたら、緑色の運転上問題なかったというものだったりとか、実は全然騒がなかったけど、あのトラブルはすごく重い話だったというのが、こういう一律のしきい値で見ることができるといえるものです。

先ほど言いましたとおり、これは3年間ぐらい試しに行ってみるといえることです。来年、また、こういう形で説明させていただくことになろうかと思っておりますけれども、今回のいろいろな反省点とかを踏まえながら、経験とか、そういったものを踏まえながら、また改良していくということになります。

保安院から今回の総合評価についての説明は以上です。

◎新野議長

ありがとうございました。

少しトイレタイムをとらせていただきます。戻り次第再開します。

(休憩)

◎ 新野議長

質疑のほうに移らせていただいて、ずっと聞き役で、ずっとおいでになって、やや専門的な内容のお話だったんですが。これは少し地元流に解釈させていただくと、今年が22年ですけれども、20年のころから保安院さんはこんなことを検討されていたというようなお話にお聞きしました。21年の評価を今回してみて、昨年度中の評価をしてみて、今年度、それを表にあらわしたということですよ。次の昨年の参考に今年の活動を、よりいいものにしていくための一つの方策として、こういうものを考え出したというふうにおっしゃったんだろうと思うんですが。これは私たちが、地震後は特にそうですが、集中する作業の中で、なかなか事故とか火災を防ぐには難し

かったと聞いていますが、でも、しかし起きてしまったことが、回数がたび重なって、法令上は重大なものにひっかからないわけですけれども、頻度的に住民とすると、とても心配だというのが、皆さんのご意見だったように思うんですが。

そういうことが、今までは法令にかかると、何かしら報道的にいろんなことが知らされたわけですけれども、こういう小さいことはなかなか表には伝わらなかった部分が、今度はこういう方法で伝えますよと、とらえてよろしいんだろうと思うんですが。

そうなる、もう少し何か意見とか感想とかというのが皆さんの中から出るかなと思うんですけれども、今、随分時間をかけてご説明いただいたんですけども、これは決して、国の方たちがお考えになった方策ではありますけれども、私たちが議論してきたところともかぶるところと、これは試行的なのを3年されるんだというふうにご報告いただいて、その間にいろんな不具合や、もっといいアイデアがあれば改善しますよというふうにもおっしゃったんだろうと思うので。そういう観点からも何かアイデアとか、今後期待するとか、今はどう思うとかというようなご意見がもし、感想でもいいですから、せっかく説明いただいたので、何かあれば発言していただければと思うんですが。

伊比さん、お願いいたします。

◎伊比委員

伊比ですけれども、大変、竹本所長、立派な発表をいただいて、私も多少安心はしているんです。こういうものが総合的に原子力全体に対して国民に知らせていただけるとのことなんです、この背景の説明がお話がなかったんで、私なりにちょっと考えてみました。

まず、レジュメの一番最後にグリーンの色でずっと塗りつぶされた評価表が出ています。これを見た人は、まず最初に、国は立派なことを安全対策してくれているというふうに見なさいということなのか、それとも、これからいろいろなことを考えて、もっと残っているところもグリーンの状態にしたいよということなのか。その辺を一つ真っ赤な話、私が考えるには、政権が変わったので、人間を減らされては困るので、人事政策の一環を官僚としてお考えになったのかなというふうに、私、悪いふうにとって行って悪いんですが、国が絶対安全というものを確保するためにやっけていただいているというふうには思っているんです。思っているんですが、ちょっと頭の中によぎったものですから、その辺をちょっとお考えがあるのかなのか。

それから、全体的な話として申しますと、国際的に見た場合という話があったんですが、国際的には水準が日本は高いよというふうなことなんですけれども、ただ1年間で総合評価した結果が、国際的に見たら高いというふうなこと。それから、基準が国によって若干違うんじゃないかなというふうなことは十分に考えられるわけですから、そういう点から言って、何を根拠に日本の国の水準が高いのかなというふうなことです。

それと、もう一つは、これは原子力発電所の個数が54プラントあるんですが、そのうち二つ、島根の1、2というのが除かれていますというふうなことで、52の評価で出ているんですけれども。私も悪いふうにちょっと聞いて悪いんですが、こうい

うものを出すことによって、どんどん増やしていこうというふうな考えが、私は考えられたんで、この辺、国も、今の民主党政権も、エコの時代の中で一番大事なのは原子力発電所は大事だよというふうに言われているんで、その辺のこともちらほら頭にかすめたんで、そういうものが含まれているのかなどうかということ、竹本所長の国からの指示等はあるかないかというふうなことも考えて、ちょっとお話しいただければなど。大変皮肉った話で悪いんですが、一つお願いしたいと思います。

◎竹本所長（柏崎刈羽原子力保安検査官事務所）

保安院の竹本です。まず、政権との話とか云々とかありましたが、これ一切関係ありません。別に人事政策でもありません。純粹に安全というものを正確に評価するということです。これはもう世界的な流れの中で、こういうものを導入しています。

先行しているのはアメリカです。アメリカのほうでこれを導入して、もう10年ぐらいたっています。むしろ日本は遅過ぎるというぐらいの、今、そういう状況だと聞いています。

緑が多いということなんですけれども、まず、そもそも日本の発電所の実績です。実績というのは本当に高い水準でして、私も全部のデータをもらったわけでもないんですけれども、アメリカのデータと比べて、例えば、計画外の出力変動と、勝手に出力が下がったとか、そういったものは日本だと1年間当たり一つのプラント当たりで0.04回ぐらいだそうです。アメリカは約0.9回、要するに日本の20倍ぐらいですか、簡単に出力が変動してしまうということが起こるということがあります。例えば、あと故障です。安全系の故障とかというのでありましたら、日本はアメリカの2分の1ぐらいですかね。半分ぐらいしか故障しないというふうなことがあります。

そういう意味で国際的な比較といっても、ここはアメリカだけの評価になるんですけれども、アメリカは日本の2倍ぐらいのプラントがありますから、それに比べても、日本の原子力発電所は基本的に高い水準にあるということです。

私もアメリカのこういう色を塗ったものがどんなものかというのは見たことがないんですが、アメリカは結構カラフルになるそうです。要するに、赤とか黄色とか結構あると聞いております。どんなふうなものか見たこともないんですけれども。

要するに、日本は本当に安全なプラントが多いということになります。そういうものが一目に見られるということです。むしろ、ここで見るのは、日本のプラントは安全なんだということではなくて、どこのプラントにどういう問題があったのかを見つけ出すことですので、単に日本のプラントが安全ですよとアピールするためにつくったものではありません。

あと、外国と基準が違うのかということなんです、PIに関して言うと、まさしく国によって違います。

どうやってこれをつくっているかというのは、日本とアメリカの違いなんですけれども、基本的に考え方は一緒です。基本的に国内のプラントの平均点みたいなものがあるんで、それで、平均的なプラントからすごく外れているプラントを見ていく。例えば、計画外に原子炉がとまってしまうというのがたくさんある、例えば、1年間に5回ぐらい計画外に止まるプラントがあったとします。例えばほとんどのプラントは1回、もしくは1回以下だという中で5回ぐらい計画外停止が起こっているプラントが

あった場合、これは何かやっぱり変だよねというのが、すぐに見つけ出せるわけです。潜在的に何か問題が起きているんじゃないかというのが見つけ出せるということです。

あと、外国、アメリカというのは、先ほど言いましたとおりに、日本よりか故障が多かったりとかします。そういう意味で、例えば、16ページにあります、ここで計画外の停止の指標なんですけれども、7,000 臨界時間当たりの計画外の停止、スクラムの回数、日本では安全運転上問題なしというのは2件以下というふうにしています。アメリカは3件以下です。先ほどの説明のとおり、アメリカでは日本よりかは計画外で出力が変動することは多いので、平均的な発電所というものをイメージすると、日本に比べて平均点が低くなるというんでしょうか、アメリカだと3件以内であれば、安全運転上、ほかの発電所と同レベルものだというふうにみなすということです。日本とアメリカでも若干こういう考え方が違ったりとします。

例えば、計画外のスクラム、それがアメリカは3件で安全運転上問題なしといっても、日本だとレベル3と、兆候があらわれたことを示す状態といったふうにして、日本のほうがむしろ厳し目に評価するというようなことになっています。

以上ですけれども、よろしいでしょうか。

◎伊比委員

ありがとうございます。

それから、もう一つ追加で聞きたいんですが、アメリカとの評価で話がありましたので。アメリカはPWRが多いと思うんですけれども、ABWRとの関係はどうなんですかね。追加でちょっと聞かせてください。

◎竹本所長（柏崎刈羽原子力保安検査官事務所）

すみません。私、今、手元にアメリカのPWRのトラブルとか、BWRのトラブルの件数を持っていませんので。

◎伊比委員

結構です。

◎高橋（優）委員

高橋と言いますが、今の説明を聞きまして、説明の中には、規制機関である保安院としてという言葉はなかったんですけれども、法令上に基づいて安全規制の根幹である検査制度に基づいて多面的な活動を行っていくということは評価はできると思います。そのために客観的な評価ができるしきい値を使われているというのは、私は一定程度の評価はしたいと思います。

もし、そうであれば、私はお聞きしたいことが一つあるんですが、1999年にJCOの事故が起きました。このとき、内部申告奨励制度というのが国の指導でできたと思います。つまり内部告発を奨励する制度だったと思います。これはこの会でも一度説明があったかと思うんですが、この制度を周知徹底するのは事業者のほうだと思いますが、これは常に周知徹底されているのかどうかわかりませんが、今般、こういうテーマでもありますので、ぜひ、周知の徹底の段階を教えてください。これが質問の一つです。

それから、県、あるいは保安院に、その制度に基づく告発というのは寄せられているのかどうか。寄せられたから評価するのか、寄せられなかったから評価するのかという

のは、私は、今できませんけれども。

例えば、福島県の佐藤栄作県知事は、すべてを失いましたけれども、1冊の本を残しておりますが、それによれば、2000年7月にそれに基づく第1号が経産省保安院に寄せられたというのは、きっとご存じだと思いますけれども、このときに、どういうふうに告発が処理されたということも告発されているんですけれども、これは告発内容が改ざん、隠ぺいの当事者である東京電力に口頭で知らされたということなんですね。「こんな告発がありましたけれども、どうでしょうか」と。こういうことだったから、その調査をした事業者のほうは、その報告には告発内容は一致するものはなかったと。これで保安院は了としたと。

さらに、保安院は、告発者本人から一度も事情聴取をしないまま、2000年12月には、告発者の氏名を含む情報などの資料を東電に執行していると。こういうふうにしてはいるんですが、今の事業者の保安活動に対する、例えば、申告奨励制度は、この説明書の中の5ページの中における主な取り組み中では、どこかに位置づけられるということになるのでしょうか。

私は、告発者の情報が東京電力に流出したことで、原子力発電所の現場では、やっぱり、やばいということになって、その後の告発の内容は、県に寄せられたということが、その本の中では記載されています。そういう点では、柏崎では、そういうことがあったのかというのは、県にも私はお聞きしたいと思っておりますけれども。

福島県では、告発者の立場を非常に尊重しまして、間違いのない対応をしたから、その後も告発は何件か続いたということなんですから。こういうことであれば、国あるいは保安院が本当に国民、あるいは市民の立場に立っているのかどうかというのを検証すべきじゃないかなと、私は自身は思っています。

中越沖地震が起きた一昨年の夏に、加藤審議官は、柏崎市議会の全員協議会で、国は親で、東京電力は子であるということを発言しております。これは議事録にも載っております。竹本所長もそういう認識はあるのでしょうか。私、今、幾つか質問したんですが、お答え願えればありがたいと思います。

◎竹本所長（柏崎刈羽原子力保安検査官事務所）

まず、内部申告制度の話なんですけれども、これは多分、私も10年ぐらい前の記憶なんで、JCOじゃなくて、まさしく整備されたのは東京電力さんの2002年の不正問題のときに本格的に整備されたと記憶しておりますけれども。これは内部告発について奨励しているということについて、内部告発しろと国がそういう変な独裁国家みたいなことはしておりません。

ただ、実際に内部告発があった場合、申告制度と言うのですけれども、そういった場合に対して申告者に不利益にならないように、きちんと保護するというのをやっています。

どの程度事業者がこの制度を周知しているかという話なんですけど、例えば、東京電力の社員が勤務しているフロアがありますが、そこに堂々とポスターが貼ってあります。何かあったら情報をお寄せくださいということで、皆さんが普通に見れるので、誰もそういう制度を知らないことは、多分ないと思います。

また、ここで、昨年も、申告制度に基づいて申告がありましたということについて、

実際、評価し、調査した結果、申告された内容の問題はなかったということを私もここで紹介させていただいたとおりに、かなりあります。それで、きちんと保安院の中で、うずもれたりしないように、届けられた申告については評価して、きちんと調査して、その結果については調査結果を公表するということをしております。

すみません、加藤審議官の親とか子とかというのは、一体どういう立場で、どういう状況で言われたかはわかりませんので、私がそれについてどう思うかというのはコメントする立場にないと思いますが、私自身、国が親で、事業者が子だというふうには思っておりません。当然ながら、事業者というのは、自分たちの責任に基づいて適切に活動されています。

国としては、当然ながら安全を守るという立場の中で適切に厳しく検査をし、審査し、そして、安全上、よりよい方向に指導していくということを、自分たちの権限の中でやります。単に取り締まるだけではなくて、当然ながら、より安全な方向に持っていくように努力しなきゃいけないので、そういう活動をしております。

私のほうからは以上です。

◎新野議長

新潟県さん、お願いします。

◎山田原子力安全対策課長（新潟県）

県庁原子力安全対策課の山田です。

内部告発については、実は私の職場の机の前に電話があります。その電話が鳴ったときは、すぐ録音できるようにスイッチを入れて、それでお伺いするようになっております。

この電話が結構鳴るんですけれども、実はほとんど間違い電話でして、実際に内部告発と言いましょいか、ちょっと聞いてくれよというお電話は年間一、二件ぐらいなところですよ。

発電所の中でも、とにかく言える文化をつくっていかうという動きは、当然やっていますので、実は県庁のところに電話が来るといのは、やっぱり、相当緊迫していると言いましょいか、本当に悩んでいらっしゃるんだろうと思いますので、それなりに重要な案件として私どもも緊張して対応はしておりますが、件数としては、大体そんなものです。

それから、ちょっと個人的な考え方にもなるんですけれども、県としても内部告発を奨励とかなんとかということではなく、それ以前にまず発電所の中で言える文化というのでしょうか、疑問に感じたことは、どんどん中で発言していくということを醸成していただくことのほうが大事なんじゃないかとも思っております。

◎新野議長

ありがとうございました。

ほかに何かございませぬか。重い議論が二つ続きましたので、次にはさわやかな、どなたかいらっしゃいませぬか。

久我さん、お願いします。

◎久我委員

話すと長くなりそうなので、あまりしゃべるつもりはなかったんですけど、こちらを

見られているので、手を挙げましたけれども。

今日の感想からすると、大変長くて、講義を聞いていると、辛かったというのが、正直な感想でしたが。よく水平展開、水平展開という話が出たのが、図面に落ちると、こういう形で、わかりやすくなるんだらうというふうに、今日は安心が一つありかなというところが、今の感想です。

それと、今の大変重かった内部告発ということで、本当は言いやすい環境を東京電力さんを含めて、やっぱり協力企業の皆さんとともにやらないといけないというのは、恐らくゴールはない一つのテーマなんだろうと思います。ますますこれから、そういう部分で、同じ職場の中で同じ目標を持っている職員の方たちとともに語り合って、チームワークをつくってもらいたいと。ワールドカップサッカーでも負けると言われていた日本が、チームワークであれだけいい成績を残したのも、チームワークのおかげだと、よく言われていますので、その辺も含めてやってほしいし、内部告発の方もいろいろな思いがあってされるんだらうから、ぜひとも県の方たちも含めて、きちっとした対応をお願いしたいなというのが今の感想でした。

大変長い間、ありがとうございました。

◎新野議長

ありがとうございます。川口さん。

◎川口委員

私も聞いていてなるほどなと思ったんですけど、何となく島根の原子力発電所が評価保留というのが、確かにこうやってみると、きれいに見えるんですけども、本来なら、最後のP I評価は評価保留はともかく、SDP評価のほうは、やっぱり何らかの印を本来つけるべきじゃないかなというような気がします。

この評価でいいのは、ぱっと一目見て、「えっ」というのがわかるというのが一番のあれなんで、やっぱり、島根のところは何らかの色を塗っていただきたかったなと思います。

◎竹本所長（柏崎刈羽原子力保安検査官事務所）

保安院ですけれども、久我委員からありました、大変長くて講義みたいなのということですが、申しわけありません、ちょっと説明は工夫したいと思いますが、自治体さんに説明会を開いたときは、1時間ぐらい説明して、プレスさんに説明したときは40分ぐらいですかね。それよりかは、今回、もうちょっと短くしてみたつもりなんですけれども、それでも長くなって申しわけありません。

それで、あと、島根原子力発電所の評価なんですけれども、これが起きたのが、発覚というんですか、公表したのが3月30日という本当に年度末でして、そこから、今、まだいろいろと報告書が出て、また、立入検査とかをしたということで、実際、起きたことについて、どの程度の重い内容なのかと、当然ながら軽い内容だとは我々認識しておりませんが、それをどの程度の問題になるかのという点について、むしろ、P Iではなくて、SDPのほうで、今、議論がされているところだと思います。

当然ながら、そこで議論がされて、最終的にまとまったときに、A3の紙、この紙は今のところ、島根原子力発電所だけはないのですが、総合評価が出てくるということです。そして、出てきたときに、その結果が色を塗られることになるんだと思います。

今の段階で、いつ、それが出るのかというのは、まだわかりませんので、私の方から言えませんが、いずれ、きちんと、昨年度分の評価が出てくると思います。その結果を踏まえて、この色が塗られて評価が下されるということです。そして、54プラント全部見えるようになるということになると思います。

◎新野議長

ありがとうございます。

あとは、ほかのことでも何かご意見とか感想があれば。

はい、お願いします。

◎中沢委員

先ほど県のほうから、原子力防災訓練のことについてのちょっとお話がありましたけれども、私も前から防災訓練を実施してほしいということで、いろいろ要望はしてはいたんですが、具体的な内容については、まだ検討中でわからないと思うんですが、わかっている範囲を教えてくださいということと、できれば、地域の住民が最大公約数参加できる休みの日なんかを利用して選んでほしいという要望が一つ。

それから、複合災害ということをやはり想定した内容をこの訓練の中に入れてほしいと、盛り込んでほしいという要望です。以上です。

◎山田原子力安全対策課長（新潟県）

県庁原子力安全対策課の山田です。今お尋ねいただきましたいろんなことを、実は来々週に関係者のみんなが集まって、そこではっきりと方向づけていこうと思っておりますが、実はもう関係する機関の皆さんの意向をお話たくさん伺ってまいりまして、今年の原子力防災訓練というのは、実は5年ぶりになります。久しぶりになります。ですから、市民の皆さんも、かかわる自治体も、それから、いろんな関係機関も、久しぶりですので、とにかく原子力災害というのが万々が一起こったときに、どういうことを、どう対応して、どんなふうな手順があるんだという全く基本的なことをきちんともう1回確認するような、あえて、何と言いましょうか、凝ったシナリオをつくって、わけがわからなくなるとか、難しいことをいろいろやるというよりも、とにかく基本的なことを、もう1回みんなで確認するような訓練でありたいと、今、思っております。

それから、開催日時については、これは柏崎市、刈羽村さん、それぞれの意向を伺いながら、これから先に調整してまいりたいと思っております。

それから、複合災害を想定ということなんですけれども、複合災害というのが、今、実際どういうことかと言いますと、例えば、今、鹿児島県なんかはすごい雨が降っていますよね。ああいうふうになって、大雨で大変なことになっていて、住民の皆さんも、あるいは自治体も、それこそ消防も警察も大雨で大変な状態になっていて対策本部ができています。そんなときに、もし万々が一、原発で何かトラブルがあったら、どうなんだろうと。そういうような複合災害というものを考えるときに、何かの災害があったときに原発が何かトラブルがあったとき、一体どんなふうに対応できるんだと、そういうような想定は、現在何とか1回チャレンジしてみようかということで検討しております。

いずれにしても、また、近々その会議がございまして、来月のこの会では、お時間いただければ、簡単に報告させていただきたいと思っております。

◎川口委員

今の防災訓練についてなんですけど、秋になると、いろいろな行事が入ってくるわけで、地域の住民と一緒にやろうということであれば、日付のほうはもっと早く決めるべきだと思いますし、できるだけ早く決めて、速やかにやっていただきたいなと思います。

◎山田原子力安全対策課長（新潟県）

お叱りはごもっともでございます。大至急というか早急に決定いたしまして、皆様と一緒に実のある訓練をつくっていただければと思っております。

◎前田委員

前田です、どうも。

今日、保安院さんから保安活動総合評価というのを説明をしてもらいまして、結果的に時間はかかったんですけども、ああ、なかなか大したものだなと思いました。ただ、私の個人的な意見から言わせてもらおうと、イメージ的には交通安全の点数制度に似ているようだ、いろんなことがあって。交通安全のやつはわかりやすいですね。大事故を起こせば、そこへ行かないわけで、ある意味、軽微な段階だから、そういうものの評価の対象になるのかなと、勝手に理解したわけなんですけれども。

ちょっと、あえて言わせてもらいますけれども、これは専門の皆さんが話題にするから、保安活動総合評価でいいのかもしれないけれども、この表自体の中のP I 評価なんかを見てもそうですけれども、安全実績とか、わかりやすい言葉があるわけなんで、例えば、安全・保安総合評価でもいいと思うんです。活動なんていらなと思うし。それだと、全然知らない人も、聞いたときに、「ああ、安全と何か保安をするための総合評価をしてみたんだな」というのが一目瞭然わかるけれども、保安活動総合評価では、素人には「何のことか」と思う。それがちょっと感想としてありました。

でも、これは画期的なことなんだろうなと。3年たったら、結構おもしろいことになるのかなと思っています。

それと、もう一つ、つけ足しですけれども、火災の頻発とか、そういう軽微な部分について、どういう対処をなさるのかなというのが、ちょっと興味があります。交通安全の場合ですと、講習会を開いて、そこへ行くとかあるわけなんですけれども、そういうことをされるつもりがあるのかなと思いました。

以上です。

◎新野議長

ありがとうございます。住民ならではの発想ですよ。

あとは、では、よろしいですか。

佐藤さん。

◎佐藤委員

ちょっと保安院にお聞きをしたいんですが、次ページに次年度検査計画というのがあります。ここには1から5段階まで評価がありますよね。ただ、私がちょっと気になったのは、この5段階になった段階で将来的に定期点検の期間を延ばすとか、そういうものの土台になるとかという、若干議論されたのは、定期点検の期間を延ばすとかというのがありましたよね。そういうものは、ここからやっぱり考えられていくということなんでしょうか。どういうことなんでしょうか。

◎竹本所長（柏崎刈羽原子力保安検査官事務所）

保安活動の総合評価から出てくる話ではなくて、はじめの方で説明した保全計画のお話で、実際に保全の実績や保全計画等を見ていまして、そういった実績を踏まえて、実際に保安院が見て、これは定期点検の間隔を延ばしても構わないということを見て、最終的に保安院がそれを認可するということをするというものでして、保安活動総合評価の結果がよかったからといって定期点検を延ばすということではないです。先ほども言いましたとおり、保安活動総合評価は別に将来を保証したものではありません。単に昨年度起きたことが、こういう内容だったんですよということを見やすくしたものだということです。

いろんな保安活動という中で、課題を抽出して、その結果、我々保安活動、さっき言ったハードとソフトということがありますけれども、そのソフトのほうのものについて検査をして、適切に安全活動をしているかどうかということを見ていくというものです。

先ほど、定期検査の間隔の話とこれは直接リンクしているものではありません。

◎新野議長

ありがとうございます。

宮島さん、いいですか。

もし、なければ、本来の予定が今ごろの時間なので、ちょっと15分ほど、(1)が今回は増えていますので、若干遅目に設定してあるんですが、質疑がなければ、これで終わらせていただきます。

ありがとうございました。

では、(3)のその他ですけれども、これもとりわけ何かあるわけではないんですが、6月23日に、16名だったかと思うんですが、委員さんが参加されて、地域の会のあり方を中心に活発に全員から何度となくいろんな意見を出していただいて、とてもいい会になったかと思います。オブザーバーの方にも、ぜひお聞きいただきたいということで、大勢の方がおいでいただきました。その方たちにも異例のことで、突然に「評価は」なんて言ってご意見を求めましたら、快くいろんなことをおっしゃっていただいて、そこだけはカットしてオフレコにしようということで、参加した委員だけが聞き置いていただけというチャンスを得ました。

その際、コメントを欠席の方にはぜひということですが、出席された方でも、もう一度おさらいとして何か一筆事務局のほうへというようなお話があったんですが、半分強の方がお返事いただいて、私も返事していませんけれども、実は。まだ間に合いますので、ご意見とかご要望とか、感想をお書きいただければということで、事務局が首を長くして待っているんだそうです。ぜひ、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

それだけです。あと、事務局さんからもよろしいですか。

◎事務局

事務局から、今、会長さんのおっしゃったことについて、一つつけ加えさせていただきますけれども、先般の臨時会の会議の概要、先ほど封筒の中に入れてございますので、欠席された委員さんは、その会議の概要をご覧いただいて、その感想などでも結構でございますので、この会のあり方などのご意見を私どものほうに、できましたら、来週いっぱい中にいただければ幸いです。お忙しいところでございましょうが、よろ

しくお願いしたいと思います。

それでは、以上で第85回の定例会を終了させていただきます。